

(4)

正本

原告第四準備書面

原告 下 出

陸 外 二

被 告 國

右當事者向昭和三〇年の第二九一四号損害賠償請求事件に付左の如く陳述する。

一、本件不法行爲を爲した個人の氏名

広島及び長崎に原子爆弾を投下する意思を決定して軍部に命令したのは訴状請求原因第一項記載の当時のアメリカ合衆国大統領トルーマンであつて意思決定に参画した多数の共同謀議者がある。

これ等を本件不法行爲を爲したものととして主張する、トルーマン以外は氏名を明確にし得ない。

二、訴状請求原因第九項の補充

原 IV 第

昭和三十一年三月二十一日付東京地方裁判所判決



第廿二條 空軍中隊ノ任務

空軍法規案はまた突定法とはいひ難いけれどもこれを余理國  
際法として援用することはできよう。その第二十二條には「  
普通人民ヲ威嚇シ軍事的目的ヲ有セサル私有財産ヲ破壊若ハ  
毀損シ又ハ非戰鬥員ヲ損傷スルコトヲ目的トスル空軍中隊ハ  
之ヲ禁止ス」又第二十四條には

(一) 空軍中隊ハ軍事的目的即チ其ノ破壊又ハ毀損カ明瞭ナル  
軍事的目的ヲ交戦者ニ與フルカ如キ目標ニ對シテ行ハレ  
タル場合ニ限り適法ナリトス

(二) 右中隊カ專ラ下記ノ目標ニ對シテ行ハレタル場合ニ限り  
適法ナリトス (イ) 軍隊 (ロ) 軍事工作物 (ハ) 軍事建  
設物又ハ軍事貯蔵所 (ニ) 兵器彈藥又ハ明瞭ナル軍需品  
ノ製造ニ從事スル工場ニシテ重要且公知ノ中枢ヲ構成ス  
ルモノ (ホ) 軍事上ノ目的ニ使用セラルル交通線又ハ運

輸線



(三) 陸上軍隊ノ作戦行動ノ直近地域ニ在ラサル都市、町村、住宅又ハ建物ノ爆撃ハ之ヲ禁止ス第二項ニ掲ケタル目標カ普通人民ニ対シ無差別ノ爆撃ヲ爲スニ非サレハ爆撃スルコト能ハサル位置ニ在ル場合ニハ航空機ハ爆撃ヲ避止スルコトヲ要ス

(四) 陸上軍隊ノ作戦行動ノ直近地域ニ於テハ都市、町村、住宅又ハ建物ノ爆撃ハ兵力ノ集中重大ニシテ爆撃ニ依リ普通人民ニ與フヘキ危険ヲ考慮スルモ尚爆撃ヲ正当ナラシムルニ充分ナリト推定スヘキ理由アル場合ニ限り適法ナリトス

(五) 交戦國ハ其ノ士官又ハ軍隊カ本条ノ規定ニ違反シタルニ因リ生シタル身体又ハ財産ニ対スル損害ニ付賠償金ヲ支払フノ責ニ任ス  
と規定せられてあつて本件原案の投下が条約國際法違反である

原  
V  
草

被  
III  
草

譯集七  
司本  
本  
書  
事務  
所

長

多

子

ることは明らかであらう。  
 而して本件原子爆弾の投下は請求原因第九項記載の如くその  
 特殊加害影響力及空中炸裂の爲極めて広き範圍に殘虐な鑿殺  
 がなされたことによつて人類の認識がこれを戦斗行爲として  
 受取ることとはできず戦争行爲の埒外の鑿殺行爲殊に一都市住  
 民の集團殺害として認識されるべきである。集團殺害罪の防  
 止及び処罰に関する条約は本件鑿殺行爲の行われた以後にて  
 きたものであるけれどもこの内容が条理國際法として本件原  
 嫌投下以前から人類の間に存する条理である。集團殺害罪は  
 平時に行われると戦時に行われるとを問はず（第一条）又犯  
 罪人引渡についてもこれを政治的犯罪と認めない（第七条第  
 一項）のである。

昭和三十一年十一月一六日



原告訴訟代理人

弁護士 向

本 向

一



同 加

藤 隆

久

同 森

川 金

寿

同 松

井 康

浩



同 西

田 浩

志

同 大

野 正

男

同 古

野 周

藏

同 水

田 謙

一

同 鈴

木

造



準備書

詳隻上同本向一去律事務所  
面(第三)

原  
V.  
平

被  
血  
平

長  
步  
天

系 成 萃

東京地方裁判所  
民事第二十四部 中

同

品

川

證

証

義 訓 二 同 不 信 一 海 律 事 務 局



東京地方裁判所  
民事第二十四部  
中